

6相農第328号
令和 6年 8月 16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相馬市長

市町村名 (市町村コード)	相馬市 (072095)
地域名 (地域内農業集落名)	新田地区 (新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 9日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地はなく、後継者不在の農業者の農地面積が14.5haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

【地域の基礎データ】

農業者:21人(うち50歳代以下1人) 農業法人:2社

主な作物:水稻、小麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、小麦を主要作物とし、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	140.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

新田地区の農地利用は中心経営体である認定農業者13経営体、担い手10経営体が担うほか、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう地区の中で調整し、まとまった形で農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道や水路といった農業用施設の管理に係る中心経営体の負担を軽減するため、多面的機能支払交付金を活用した地域内の共同活動を通して農業用施設の点検、補修等を行っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市とJAが連携し、多様な経営体の募集を図るとともに、各経営体の事情に配慮しながら、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、JAの農業支援サービス事業の委託を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地域農業を維持していくため、農地の保全・管理等を行う。